～未来への承継～

青森県
Aomori Prefectural Government

経営者の皆様、大切な会社やお店の後継者は決まっていますか?

さまざまな事業承継を県と関係機関が全力でサポートします！

親族内承継　従業員への承継　第三者への承継

経営者の高齢化が進む中、県内中小企業の多くは後継者が決まっていません。一方で、事業の引継ぎには5年から10年かかるとされており、後継者がいないため廃業を余儀なくされるケースもあります。あなたの会社やお店は青森県が誇る貴重な財産です。会社や従業員、そして、地域の未来のため、うまくバトンをつなぐ準備を今から始めましょう。

青森県知事　三村申吾

まずはお気軽にご相談ください。

- □親族内承継、従業員への承継、第三者への承継等に関する様々な相談
- □親族に後継者がおらず、廃業又は会社やお店の譲渡を考えている方
- □後継者のいない会社を引き受けて事業を拡大したい方
- □後継者のいないお店を引き継いで創業したい方
- □具体的にどのように承継すればよいかわからない方
- □事業の承継に際し、借入金の経営者保証が負担となっている方

～事業承継の相談をワンストップで～

青森県事業承継・引継ぎ支援センター

（(公財)21あおもり産業総合支援センター内）

TEL 017-723-1040　FAX 017-735-5777

E-mail　hikitsugi@21aomori.or.jp

詳細はこちらのサイトにてご確認ください。https://www.21aomori.or.jp/jigyou-shoukei

相談無料＆秘密厳守

黒石商工会議所議員選挙及び選任日程

月　日	内　　容	選挙及び選任規約
９月１日(木)	選挙人名簿調整現在期日	第９条
９月１日(木)	選挙人名簿縦覧公示 【縦覧開始期日の10日前】	第11条
９月12日(月) ～16日(金)	選挙人名簿縦覧【10日以内　午前９時～午後４時まで】 但し、土曜日・日曜日・祝祭日は除く	第11条
９月12日(月) ～16日(金)	選挙人名簿に対する異議申立て【名簿縦覧期間内 午前９時～午後４時まで】 但し、土曜日・日曜日・祝祭日は除く	第12条
９月20日(火)	異議の決定 【受理の日から５日以内】	第12条
９月22日(木)	選挙人名簿の確定 【名簿縦覧期間満了後５日を経て】	第13条
９月22日(木)	部会名簿の確定 【名簿縦覧期間満了後５日を経て】	第13条
９月26日(月)	１号議員（36名）の選挙公示 【選挙期日の20日前まで】	第６条
９月26日(月) ～10月11日(火)	１号議員立候補届出受理期間 【公示の日から選挙期日の10日前まで 午前９時～午後４時まで】	第32条
９月26日(月) ～10月11日(火)	２号議員（７部会・18名）の選任 【１号議員選挙期日の10日前まで】	第40条
10月11日(火)	１号議員立候補届出最終日 【１号議員選挙期日の10日前午後４時まで】	第32条
10月19日(水)	１号議員立候補辞退届出最終日 【選挙期日の２日前午後４時まで】	第32条
10月21日(金)	１号議員選挙投票日【午前９時～午後５時まで】 投票場所：黒石市産業会館二階「黒石商工会議所会員サロン」	第16条 第17条
10月21日(金)	１号議員選挙開票 【午後５時開始】	第26条 第27条
10月24日(月)	３号議員（６名）の選任 【１号議員の選挙期日から10日以内】	第47条 第48条
11月１日(火)	臨時議員総会（組織会）	定款 第32条

青森県内であわび・なまこを取り扱う皆様へ

国内で違法に採捕されたあわび・なまこの流通を防止するため水産流通適正化法が施行されます。

【対象業種】

○あわび・なまこを取り扱う皆様（仲買、仲卸、流通事業者等）

…国又は青森県に届出が必要です。小売店や外食事業者等に譲り渡す場合は漁獲番号又は荷口番号の伝達が必要です。

○あわび・なまこを消費者へ提供する皆様（小売、外食事業者等）

…届出は必要ありません。仕入先等から漁獲番号又は荷口番号の伝達を受けた場合は、その内容を記録したものを３年間保管してください。

【制度開始日】

2022年12月１日から

【制度の概要及び各種届出方法】

届出は農林水産省共通申請サービス（eMAFF）又は書面で行ってください。書面による届出様式は県庁ＨＰからダウンロード又は下記に問合せいただければ郵送いたします。こちらのＱＲコードからもご覧になれます。

制度概要　　取扱事業者届出方法

【問合せ先】　青森県農林水産部水産局 水産振興課 企画・普及グループ
TEL 017-734-9592　メール sshinko@pref.aomori.lg.jp

「あおもりジョブ」で移住・就業支援

県は、県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」へ移住支援金の対象法人として登録する企業を募集しています。登録することで、東京圏からのUIJターン者の採用につながることが期待されます。

●登録方法

登録申請書をあおもり人材確保推進センターへ提出

登録の詳細と登録申請書の様式は、QRコードから確認できます。

▼県ホームページ
移住支援金の対象法人登録のご案内

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/roseinoryoku/ijyuusiennkinnkigyoubosyuu.html

▼県公式就職情報サイト
「あおもりジョブ」

https://aomori-job.jp/

※「あおもりジョブ」に求人情報を掲載するには別途利用登録が必要になります。

移住支援金とは

移住支援金とは下記要件を満たした人に補助金を支給する制度です。詳しくはお問い合わせください。

① 東京23区内に在住または通勤を、通算５年以上していた人
② ①の人が本県へ転入してから、在住期間が３ヶ月以上１年以下であること
③ 就業または企業に関する要件を満たしていること

【問合せ先】

あおもりジョブ＝　青森県商工労動部労政・能力開発課産業人材確保支援グループあおもり人材確保推進センター
TEL 017-775-7075　FAX 017-775-7076

移住支援金＝　青森県商工労動部労政・能力開発課産業人材確保支援グループ
TEL 017-734-9398　FAX 017-734-8117

黒石市商工課産業推進係　TEL 0172-52-2111（内線642）